

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：犯罪被害者等早期援助団体に関する規則
根 拠 条 項：第 3 条第 2 項
処 分 の 概 要：犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等 の変更の承認
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法 令 の 定 め： 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第 1 項 及び第 2 項(犯罪被害者等早期援助団体) 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第 1 条(指定の申請)、第 4 条(指定)、第 5 条(犯罪被害相談員等の要件)
審査基準：犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等の変更の 承認は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体 に関する規則の規定の内容並びに解釈及び運用上の留意事項について（通達）」 （令和 7 年 5 月 27 日付け警察庁丙犯被発第 8 号）の別添を参照して行うものとし る。
処 理 期 間：犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等 の変更の承認については、申請に係る法人の具体的事業内容、資産等から個別具 体的な判断を行う必要があるため、具体的な標準処理期間を設けることが困難で あり、標準処理期間は定めないこととしている。
申 請 先：長野県警察本部警務部警務課
問 い 合 わ せ 先：長野県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 （電話：0 2 6－2 3 3－0 1 1 0）
備 考：